

令和 8 年 7 月 27 日

東員町議会 総務建設常任委員会

委員長 島田 正彦 様

総務建設常任委員会

委員 水谷 喜和

研 修 報 告 書

研修期間	令和 8 年 7 月 22 日（水）～ 令和 8 月 7 月 23 日（木）【2 日間】
研修（視察）先	三重県桑名市役所 東京都世田谷区 砧公園サービスセンター 東京都千代田 参議院会館
目的（テーマ等）	企業誘致の取組みについて インクルーシブ公園について 企業誘致について
特記事項	

※ 目的、研修概要、内容、所感などは、次ページに記入すること。

様式 1〔申し合わせ事項〕：【委員会、全協：共通様式】

〔氏名：水谷 喜和〕

桑名市「企業誘致の取組み」について（22 日午前 10 時～11 時 30 分）

産業振興部次長兼企業誘致課長 稲葉 智法 企業誘致係長 加賀 聖人
主幹 加藤 宏茂 和波 志門 伊藤 和樹

研修概要内容

今回、桑名市の企業誘致の取組について研修を受けた。桑名市では企業誘致を単なる税収確保策ではなく、雇用創出、地域経済の活性化、人口定着、持続可能な財政基盤の確立を目的とした重要施策として位置付けていることが印象的であった。

企業立地奨励金制度は、企業が新たに取得した土地・家屋・償却資産に係る固定資産税相当額を、1 年目 100%、2 年目 75%、3 年目 50%還元する制度であり、3 年間の支援終了後は固定資産税が継続的な自主財源となる仕組みである。直近 3 年間では約 2 億 1 千万円の奨励金を交付しているが、その背景には企業投資の拡大による固定資産税収の増加があり、将来を見据えた先行投資として位置付けられていた。

また、都市計画道路桑名北部東員線沿線など約 160ha の企業用地整備が進められており、土地区画整理事業と民間開発を状況に応じて使い分けていることも特徴である。さらに、工業用地の整備においては、土地買収方式と土地区画整理方式のメリット・デメリットを十分検討し、地域の実情に応じた事業手法を採用しているとの説明を受けた。

税収面では、固定資産税は令和元年度約 95 億円から令和 6 年度約 104 億円へ増加し、特に償却資産税は約 5 億円増加している。企業誘致が安定した税源確保に大きく寄与していることが数字からも確認できた。

さらに、令和 7 年 5 月には三重県、県企業庁、中部電力パワーグリッド、東邦ガスネットワーク、中部テレコミュニケーションなどと連携した「企業誘致インフラ協議会」を設立し、電力・ガス・工業用水・通信など企業立地に不可欠なインフラ整備をワンストップで調整する体制を構築していることは、企業ニーズへの迅速な対応という点で非常に先進的である。

加えて、市長自ら台湾を訪問し、半導体関連企業 UMC や大学等へのトップセールスを継続して実施している。その結果、大規模設備投資や人材育成連携など具体的な

成果につながっており、企業誘致は首長の強いリーダーシップが成果を左右する施策であることを実感した。

所感

今回の研修を通じて最も印象に残ったのは、桑名市は企業を「待つ」のではなく、「選ばれる自治体」を目指して積極的に行動している点である。奨励金制度だけではなく、用地整備、インフラ整備、関係機関との連携、さらには市長によるトップセールスまで、一連の流れが戦略的に構築されていた。

東員町も東海環状自動車道東員インターチェンジを有し、名古屋圏・四日市方面への交通アクセスに優れた立地条件を備えている。企業誘致の潜在力は決して桑名市に劣るものではない。しかし、企業誘致を総合的に推進する体制や情報発信、企業との継続的な関係づくりについては、さらに充実を図る余地があると感じた。

議会としては、企業誘致を税収増加だけで評価するのではなく、雇用創出、若者の定住、地域経済への波及効果まで含めた視点で政策を検証する必要がある。また、企業立地に必要な道路や上下水道、電力などのインフラ整備を計画的に進めるとともに、県や関係事業者との連携体制を強化し、東員町版のワンストップ支援体制についても研究すべきである。

さらに、首長によるトップセールスや企業との継続的な信頼関係の構築は極めて重要であり、行政と議会が一体となって企業から選ばれるまちづくりを推進することが必要である。

今回の研修で得た知見を今後の政策提言に活かし、東員町の優れた立地条件を最大限に活用した企業誘致と産業振興を進め、将来にわたり安定した自主財源の確保と地域活力の向上につながる施策の実現に努めていきたい。

砧公園「インクルーシブ公園について(みんなのひろば)」

(23 日午前 9 時 30 分～11 時 39 分)

砧公園サービスセンター長 川瀬 幹雄

研修概要

東京都世田谷区の砧公園内に整備された「みんなのひろば」は、障がいの有無や年齢、国籍などに関わらず、誰もが共に遊び、交流できることを目的とした日本初の本格的なインクルーシブ公園である。令和 2 年(2020 年)に開園し、全国の自治体から注目を集める先進事例となっている。東京都は単なるバリアフリー化ではなく、「すべての子どもと一緒に遊ぶことのできる環境づくり」を理念として整備を進めた。

現地では、車いす利用者でも利用可能な複合遊具や大型ブランコ、迷路型遊具などが配置されていた。また、遊具周辺はゴムチップ舗装とし、転倒時の安全性を確保するとともに、園路の段差を極力解消することで、ベビーカーや車いす利用者が安心して移動できる環境が整備されていた。さらに、公園全体をフェンスで囲うことで、発達障がい児などが急に飛び出すことへの配慮もなされていた。

所感

今回の視察で特に重要だと感じたのは、遊具そのものではなく整備に至るプロセスである。東京都は整備段階から障がい児の保護者や当事者団体、専門家などの意見を取り入れ、「行政が良いと思う施設」ではなく、「利用者が本当に必要とする施設」を実現していた。これは今後の公共施設整備全般にも通じる考え方であり、多様な住民参加の重要性を改めて認識した。

東員町の中部公園と比較すると、中部公園は芝生広場や大型遊具、イベント開催機能などを有し、町民の憩いの場として高く評価されている。一方で、障がいの有無に関わらず誰もが利用しやすいという視点では、さらなる充実の余地があると感じた。例えば車いす利用者が直接利用できる遊具や感覚遊びを取り入れた遊具、多様な子どもたちが自然に交流できる空間づくりについては検討の余地がある。

また、東員町では少子高齢化が進展する中、子育て支援や共生社会の実現が重要な行政課題となっている。インクルーシブ公園は福祉施策としてだけでなく、子育て支援、健康増進、地域交流促進の観点からも大きな効果が期待できる。特に公園は誰もが気軽に利用できる公共空間であり、共生社会を体感できる場として極めて重要である。議員としての提言として、第一に中部公園や既存公園の改修時にインクルーシブ遊具を段階的に導入すること、第二に障がい児保護者や利用者とのワークショップを実施し当事者の声を反映すること、第三に遊具整備だけでなく駐車場やトイレ、園路を

含めたユニバーサルデザイン化を推進することを提案したい。また、東員町版インクルーシブ公園整備方針を策定し、今後の公園整備に共通した理念を持たせることも有効である。

今回の視察を通じて、公園は単なる遊び場ではなく、地域共生社会を実現するための重要な公共空間であることを学んだ。東員町においても、誰一人取り残さないまちづくりの視点から、インクルーシブな公園整備を積極的に推進していく必要があると強く感じた。

参議院議員会館にて「企業誘致について」（午後 2 時～午後 3 時 30 分）

国土交通省 都市計画課 企画専門官 音瀬 肇

土地利用調整係長 佐藤 駿太

経済産業省経済産業局地域産業整備課課長補佐 永山 美由紀貴

経済産業省政策局地域経済産業政策課課長補佐 藤野 亨

「地方公共団体の担当者向け活用ヒント集の周知」「経済社会情勢の変化を踏まえた産業競争力強化法等の一部改正」「地域未来投資促進法」「産業用地整備に係る支援施策」「自治体担当者のための産業用地整備ガイドブック」

研修概要

本研修では、国土交通省及び経済産業省の担当者から、人口減少や少子高齢化、GX・DX の推進、サプライチェーンの再構築など、経済社会情勢の大きな変化を踏まえた国の産業政策と地方自治体の役割について説明を受けた。

産業競争力強化法等の改正では、企業の設備投資や研究開発、デジタル化、脱炭素化への取組を後押しし、企業の持続的な発展と国際競争力の強化を図ることが目的とされていることを学んだ。また、地方自治体には、企業が投資しやすい環境整備や各種支援制度の積極的な活用が期待されていることが示された。

特に印象に残ったのは、「地域未来投資促進法」に関する講義である。同法は、地域の特性や強みを生かした「地域経済牽引事業」を創出し、地域経済の活性化を図ることを目的としている。自治体が策定する基本計画に基づき、地域経済への波及効果が高い事業を国が承認し、税制優遇や金融支援、各種補助制度を活用できる仕組みとなっている。研修では、企業誘致だけではなく、既に地域に立地している企業の設備

投資や事業拡大を支援することも重要な視点であると説明された。地域経済を牽引する企業を育成し、関連企業や雇用の拡大へと波及させることが制度の大きな目的であり、そのためには自治体が産業用地の確保、道路や上下水道などのインフラ整備、関係機関との連携を計画的に進めることが不可欠であることを学んだ。

さらに、「自治体担当者のための産業用地整備ガイドブック」では、候補地の選定から事業化までの進め方や、関係法令との調整、国の支援制度の活用方法などが具体的に整理されており、企業ニーズに迅速かつ的確に対応するための実践的な内容であった。また、「地方公共団体向け活用ヒント集」は、各自治体の先進事例を踏まえながら、企業誘致や産業振興を進める上で有効な手法が分かりやすくまとめられていた。

所感

今回の研修を通じ、企業誘致とは単に新たな企業を呼び込むことではなく、地域に立地する企業の成長を支え、その効果を地域全体へ波及させる総合的な地域政策であることを改めて認識した。国は様々な支援制度を整備しているが、それを生かせるかどうかは自治体の政策立案力と実行力にかかっていることを強く感じた。

東員町は、東海環状自動車道や高速道路網へのアクセスに優れ、名古屋都市圏にも近接するなど、企業立地に適した条件を備えている。一方で、企業が求める産業用地の確保や計画的な造成、交通・上下水道などのインフラ整備は今後さらに重要になると考える。また、新規企業の誘致だけでなく、町内企業の設備投資や事業拡大を支援し、地域未来投資促進法を積極的に活用することで、地域経済全体の活性化につなげる視点も必要である。

今回紹介されたガイドブックや活用ヒント集は、産業振興部門だけではなく、都市計画、建設、上下水道、農政など関係部署が共通認識を持って活用することが重要である。企業誘致は一つの部署だけで完結する施策ではなく、庁内横断的な連携が成功の鍵を握る。

今後、東員町においても国・県との連携を一層深め、地域未来投資促進法や産業競争力強化法などの支援制度を積極的に活用しながら、計画的な産業用地整備と企業支援を進めることで、雇用の創出、税収の確保、若者の定住促進につなげ、持続可能なまちづくりを実現していくことが重要であると強く感じた。